

令和8年嵐山町農業委員会 第3回総会議事録

1. 開催日時

令和8年3月25日（水）午前10時30分～午前11時10分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者8名）

第1番 内田 久子 第2番 瀬山 和令 第3番 杉田 哲 第4番 杉田 健一

第5番 安藤 紀子 第6番 番場 邦男 第7番 金井 敏隆 第8番 青木 美恵
子

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）について

日程第6 議案第7号 地域計画の変更（案）について

5. 農業委員会事務局職員

局 長 中村 寧

次 長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和8年嵐山町農業委員会第3回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第8 青木 美恵子 委員

議席番号 第1 内田 久子 委員

議席番号 第2 瀬山 和令 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第3回総会に提出されました議案について、報告します。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、議案第6号 農用地利用集積等促進計画について1件、議案第7号 地域計画の変更について1件、合計3件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。なお、議案第5号については、金井委員が申請人の世帯員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条及び嵐山町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事に参与することができないため、一時退席といたします。(退席)

事務局 本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△外△筆、地目：畑、総面積：719㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字大蔵△△△番地 〇〇

事務局 ○○○○○○○○株式会社 代表取締役 氏名 A 氏で
す。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字○○△△△番地
氏名 B 氏です。

事務局 転用目的は敷地拡張です。

事務局 申請者は現在、新棟の操業開始に伴い、令和6年5月、
同年11月に新たな駐車場スペースを確保しましたが、
更に業務車両や来客者が増えたことにより、駐車場の不
足となっております。これらのことにより、早急に駐車
場用地の確保が必要になったため、既存駐車場の隣接地
である当該農地を選定し、申請に至ったとのことです。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準
に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：許可日から令和8年8月20日までです。

事務局 農地区分：おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であります。既存敷地面積の2分の1以内での拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業の用に供するために行われるものであるため、第1種農地の転用の不許可の例外に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込み：農政課に水路使用による公共物使用許可申請、まちづくり整備課に道路占用許可申請を出しているとのことですので、問題ないと思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当いたしません。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第4班
山下委員、お願いします。

山下委員

議案第5号について、調査報告をいたします。3月
18日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりま
した。周辺農地に影響はないと思われるので、許可妥
当と判断いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定
による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 ここで金井委員に復席をお願いします。(復席)

議長 ここで、一時退席された金井委員に申し上げます。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可意見を付して埼玉県知事へ進達することに決定いたしましたのでお知らせします。

議長 続きまして、日程第5 議案第6号 嵐山町農用地利用集積等促進計画についての件を議題とします。嵐山町長より、この件について、意見を求められております。本案について、農政課から説明をお願いします。

農政課長 (議案第6号について説明する)

議長 ありがとうございます。ただいまの農政課長の説明
について、質疑を行います。

議長 どうぞ
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第7号 嵐山町農用地利用集積等促進
計画について採決します。本案を承認することに賛
成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第6号 嵐山町農用地利用集積等促進
計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回
答することに決定しました。

議長 続きますして、日程第6 議案第7号 地域計画の変更についての件を議題とします。この件について、嵐山町長より意見を求められております。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 (別紙、変更点について説明する。北部→中部→南部)

議長 ありがとうございます。ただいまの農政課長の説明について、質疑を行います。

議長 どうぞ
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。これより、議案第7号 地域計画の変更について採決します。

議長 本案を原案のとおり変更することについて賛成する委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第7号 地域計画の変更については、
原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定
しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全
て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和8年嵐山町農業委員会第3
回総会を閉会します。

議長 お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

委 員

青木 美恵子

委 員

内田 久子

委 員

瀬山 和令
